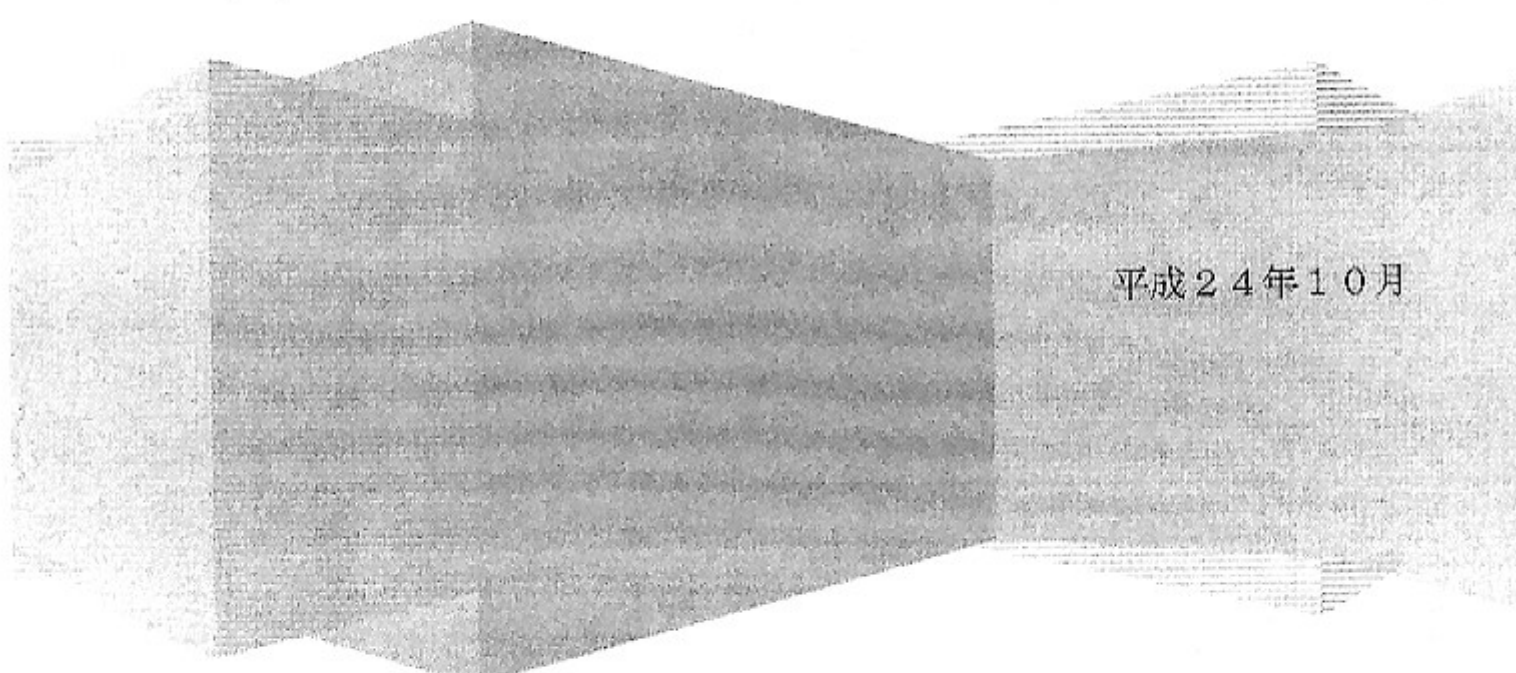


【自主研修会報告】

「公民館をもっと良くするために」

—今後の目指す公民館とは—

第16期東村山市立公民館運営審議会



平成24年10月

平成24年10月22日

東村山市教育委員会教育部
公民館長 内野 昌樹 様

東村山市立公民館運営審議会
会 長 川村 弘史

【自主研修会報告】
「公民館をもっと良くするために」
—今後の目指す公民館とは—

はじめに（報告の意義）

東村山市立公民館運営審議会委員（以下、公運審委員）は、平成16年11月より今日に至るまで標題について、通常の審議会後に自主研修を3つの階段を踏みながら検討を進めて参りました。第1段階は「現状の公民館が抱える問題点」の抽出、第2段階は「より良くするための改善点」を挙げ、第3段階はそれを実現するにはどうすれば良いかを検討し、具体策として「公民館の市民へのPR活動について」協議しました。

また自主研修会と併行して各委員は、東京都公民館連絡協議会主催の委員研修等にも参加し、公民館の抱える課題等について視野を拡げ、『公民館を良くするための方策について』の提案もありました。そして本日、これまで重ねて参りました自主研修の内容を総括的にまとめ、教育委員会教育部公民館長にご報告いたします。

つきましては、この報告が単なる報告に留まらず「提言」として受け止めて頂ければと思います。と言いますのは、本市の公民館は有料化されています。それだけにより活性化された公民館運営と、幅広い市民に寄与出来る公民館の改善が求められています。そのため、厳しい財政下ではありますが、可能なものから行政面に反映させて頂くよう要望いたします。

それにしても報告が多少厳しい内容になっておりますのは、「公民館の問題点を探る」というテーマで研修を始めたためでありもとより、中央公民館と4つの地区館がそれぞれ、市民とのふれあいに多くの貢献をしていることは、公運審委員は十分承知しております。この点、次回の研修では「公民館の良い点」を挙げ、報告できるようにしたいと思います。

I. 何故いま、「公民館の在り方が問われているのか」

「公民館をもっと良くするために」という標題の検討を始めたのは、公民館を取り巻く厳しい背景と環境があるからであります。それ故私達関係者はこの機会に、共通認識・共通理解を得ておく必要があると考えます。

昭和24年に「社会教育法」が施行されて63年になります。創設期の公民館は自治の振興、産業の振興と併せ、地域に寄与する「総合文化の発信の場」としての複合施設でありました。まさに郷土振興の中核機関であり、次世代を担う青少年養成の教育の場

でもありました。

しかし高度経済成長期を経て、産業振興センターや社会福祉センター等の専門施設が設置されると、当初担っていた社会教育以外の分野・領域に関するサービス機能は失われてきました。例えば、結婚披露宴は専門・民間施設に、社会教育事業の一部は他の行政部門に、新生児検診や両親教育は保健所や子育て支援課に、生活改善事業は消費者行政に、図書部は図書館に、体育・レクリエーションはスポーツセンターに、展覧機能は博物館等に、青少年養成や研修は青少年の家、今は教育委員会に、物産展や産業祭は産業振興課にと言う具合に移っています。（自治体により名称や移管場所に違いがあります。）

加えてこの20年近く公民館は厳しい行政改革に晒され、平成の大合併と「指定管理者制度」と言う荒波に翻弄され、多くの区市町村から公民館は減少しました。（図書館、博物館は着実に増加しています。）辛うじて維持している自治体（都区内には無く、多摩12市のみ。）も財政的ゆとりはなく、補助金は大幅にカットされ、施設は老朽化が進んでも修復されていない現状です。さらに職員数、特に専門員・専従員、指導系職員の減少が続き、折角の職員も2、3年で異動してしまうため、地域住民とのコミュニケーションもままならず、その事が公民館への評価と信頼の低下を招いています。従って今問われているのは、公民館の「存在意義」と「魅力ある公民館作り」です。このため本公運審委員は3段階を踏みながら研修討議をして参りました。

II. 自主研修会の経過報告（要旨は後掲）

1. 第1段階（問題点の抽出）

- ① 時期 平成16年11月（第13期公運審委員担当）
- ② 編成 10名の公運審委員を2人ずつ5班に分け、市内の公民館5館を各々1館ずつ担当し、「公民館の問題点を探る」テーマで館長、職員、警備員、利用者等のお話を聴取する。
- ③ 研修会 委員10名はA・B2班に別れ（各館担当の2人はそれぞれA・Bに入る）毎回の公民館運営審議会後、KJ法（※1）で問題点を挙げる。
- ④ 発表会 平成18年5月29日、中央公民館にて各地区館長、公民館職員、教育委員会有志参加のもとで、問題点を発表し合う。

2. 第2段階（改善点の指摘）

- ③ 時期 平成18年～20年（第14期公運審委員担当）
- ④ 編成 前回同様、10名の公運審委員はA・B2班に分かれる。
- ⑤ 研修会 KJ法で「公民館を良くするためにはどうすれば良いか」について「改善点」を挙げる。
- ⑥ 発表会 平成20年10月20日、中央公民館にて各地区館長、公民館職員参加のもとで開催し、多方面に渡る改善点を発表し合う。
- ⑦ 調査 公民館主導で利用者アンケートを実施する。内容は「祝日開館のPRと利用者の声を伺う」とし、結果は「公民館臨時号」に発表する。

3. 第3段階（実現するには「どうすれば良いか」）

- ⑧ 時期 平成21年～現在まで（第15期、16期公運審委員担当）
- ⑨ 討議 全体会での協議形式で話し合う。テーマは「具体的に何をすれば良いか」で意見交換を行い、文部科学省の「公民館に関する調査」で、公民館を利用しない人が62.6%に昇っている実状を鑑み、今後「公民館のPR活動について」の具体策の検討を重ねてきた。
- ⑩ 報告 平成24年10月22日（本日）、中央公民館で「公民館の市民へのPR活動について」の【まとめ】を報告する。

III. 自主研修会で指摘した改善点（詳細は【改善点一覧表】）

各公運審委員から指摘された問題点や改善点を整理分類したものです。内容は大別して5領域に128件。内訳は下記の通りです。但し、この中には現在既に改善されているものもあります。

《視点・観点に依り、分類方法に違いがあることをご了承ください》

| | | | |
|---------------------|----|-----------------------------|---|
| ■運営・管理面（79件） | | ■広報面（19件） | |
| 1、運営改善に関する事項 | | 1、広報・市報に関する事項 | |
| 1) 市民に寄与する事業の展開 | 13 | 1) 広報等積極的に活用 | 5 |
| 2) ニーズに応える講座の開設 | 6 | 2) 分かり易い表示 | 6 |
| 3) 学校との連携 | 3 | 2、PRに関する事項 | |
| 4) 他機関との協議会設置（連携） | 7 | 1) 公民館のPRの方法を考える | 4 |
| 5) 外部の力の活用 | 4 | 2) PRツールとしての「公民館 だより」の活用 | 4 |
| 6) 開・休館日等について | 4 | | |
| 2、運営の効率化に関する事項 | | ■人事面（8件） | |
| 1) 採算性を考慮した公民館運営 | 5 | 1、職員の管理・配置に関する事項 | 3 |
| 2) 適正な利用料の設定 | 8 | 2、職員の育成に関する事項 | 5 |
| 3) 空き教室の有効利用 | 8 | | |
| 3、サービス管理に関する事項 | | ■その他の課題（3件） | |
| 1) 利用し易いシステム作り | 13 | 1、女性の常設ブースの設置 | 1 |
| 2) 飲食の便宜を図る | 4 | 2、新規支援学級の設置 | 1 |
| 3) 販売の許認可について | 4 | 3、社会的弱者の活動の場 | 1 |
| ■施設・設備面（19件） | | | |
| 1、公民館を明るくする | 6 | | |
| 2、公民館を便利にする | 10 | | |
| 3、陶芸窯について | 3 | | |
| | | 5領域 計128件 | |

通覧してお分かりのように「運営面」を中心に市民の立場に立って、「使い易さ」「親しみ易さ」「明るさ」等の改善が必要であることを公運審委員は痛切に感じていることです。また公民館に足を運ばない市民に「どうやって公民館を知らせ」身近な存在とし

て「公民館を認知」させるのが大きな課題であり、そのため「公民館の市民へのPR活動」が何より重要である事が分かりました。

IV. 自主研修会のまとめ（提言）

本公運審委員は以上の自主研修会を経て、「公民館をもっと良くするために」と言う大命題の元に、「公民館の市民へのPR活動」について4つの視点から、その方策と意義についてまとめ（提言）、報告します。

【公民館をもっと良くするために】

提言『公民館の市民へのPR活動』

方策1「公民館を知ってもらう」PRを積極的に発信し公民館の存在を高める

平成23年度東京都公民館研究大会の資料によれば、全体の6割以上の人は公民館に足を運んでいません。本市も利用率が低いと思われます。利用した人に限っても一回だけと言う人も多く、現状では市民における「公民館の存在感」は低いと思います。

このため市報や公民館だよりという、広報誌を有効に活用することが必要です。紙面も視覚的なアピール度に配慮し、「公民館はどんなところ」「どこにあるの」「どんな催しや企画をしているの」、さらに「今、何をしているの」などの紹介をスピーディに行うことが大事です。そのため立て看板や表示場所、公民館だよりの配布範囲や場所を工夫し「市民の認知度」を高めていかなければなりません。

その有効な1つの手段として「公民館まつり」を行い、市民や利用者との交流を実現させ、公民館を身近に感じて頂く努力が必要です。またホームページ等で「公運審の委員会活動」等を伝えることも、市民の関心を高める働きになると思います。

方策2「良くするための改善点」に積極的に取り組みニュー公民館を披露する

「別紙一覧表」には5領域にわたり、各公運審委員から出された128項目の改善要望を載せています。「方策1」が公民館にあまり馴染みのない市民対象であるのに対し、「方策2」は普段利用されている市民への対策です。

利用者から『最近、公民館が便利で使い勝手が良くなった！』『館内が明るく、空き部屋も直ぐ分かり、予約も速く出来るようになった！』と言う声が届くようにしたいものです。それには親しみ易さや、思わず「入って見たい！」と思わせる出入り口等の美化整備を行うことは、最大の公民館PRと言えます。

既に行政側の努力により改善が図られたものもあります。（例：陶芸窯等）。しかし大部分はこれからです。厳しい財政下での実現は並大抵ではないと思いますが、やはり利用者に「ニュー公民館」を披露したいものです。ぜひ改善点が少しでも解消出来るよう

